

笠間市告示第786号

平成24年第3回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年8月28日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 平成24年9月4日(火)

2 場 所 笠間市議会議場

平成24年第3回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
9月 4日	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
9月 5日	水	休 会	議案調査 〔一般質問通告締切（午前中）〕
9月 6日	木	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 決算特別委員会設置・付託 〔議会運営委員会開催〕
9月 7日	金	休 会	常任委員会（総務・土木建設）
9月 8日	土	休 会	
9月 9日	日	休 会	
9月10日	月	休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
9月11日	火	休 会	決算特別委員会（第1日）
9月12日	水	休 会	決算特別委員会（第2日）
9月13日	木	休 会	決算特別委員会（第3日）
9月14日	金	休 会	議事整理
9月15日	土	休 会	
9月16日	日	休 会	
9月17日	月	休 会	
9月18日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
9月19日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
9月20日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 連合審査（土木建設・文教厚生） 〔討論通告締切（午前中）〕

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
9月21日	金	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会 <div style="text-align: right;">〔全員協議会開催〕</div>

平成24年第3回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成24年9月4日 午前10時00分開会

出席議員

議長	24番	柴沼	広君
副議長	14番	海老澤	勝君
	1番	畑岡洋	二君
	2番	橋本良	一君
	3番	小磯節	子君
	4番	飯田正	憲君
	5番	石田安	夫君
	6番	鹿志村清	一君
	7番	蛭澤幸	一君
	8番	野口	圓君
	9番	藤枝	浩君
	10番	鈴木裕	士君
	11番	鈴木貞	夫君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊	雄君
	15番	萩原瑞	子君
	16番	中澤	猛君
	17番	上野	登君
	18番	横倉き	ん君
	19番	町田征	久君
	20番	大関久	義君
	21番	市村博	之君
	22番	小園江	一三君
	23番	石崎勝	三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	深澤悌二君
総務部長	阿久津英治君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	神保一徳君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	藤田幸孝君
教育次長	埴栄君
消防長	小森清君
会計管理者	高安行男君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	海老沢耕市君
監査委員事務局長	西連寺洋人君

出席議会事務局職員

議会事務局長	伊勢山正
議会事務局次長	石上節子
次長補佐	飛田信一
係長	瀧本新一

議事日程第1号

平成24年9月4日(火曜日)

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 認定第1号 平成23年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 2 号 平成23年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 平成23年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 平成23年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 日程第 6 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め和解することについて)
- 日程第 7 議案第58号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第59号 笠間市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第60号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例について
- 日程第10 議案第62号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第63号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第64号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例について
- 日程第13 議案第65号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第14 議案第66号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散について
- 議案第67号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産等の処分について
- 日程第15 議案第68号 動産購入契約の締結について(高規格救急自動車購入)
- 日程第16 議案第69号 平成24年度笠間市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第70号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第71号 平成24年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第72号 平成24年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第73号 平成24年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第74号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第75号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第76号 平成24年度笠間市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 議案第77号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第78号 平成24年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第79号 工事請負契約の締結について
(笠間市民体育館耐震補強及び災害復旧工事)
- 日程第18 議案第80号 笠間市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 笠間市農業委員会委員の推薦人数について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 認定第1号 平成23年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成23年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第3号 平成23年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 平成23年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 日程第6 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め和解することについて)
- 日程第7 議案第58号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第59号 笠間市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第60号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例について
- 日程第10 議案第62号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第63号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第64号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例について
- 日程第13 議案第65号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第14 議案第66号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散について
- 議案第67号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産等の処分について
- 日程第15 議案第68号 動産購入契約の締結について(高規格救急自動車購入)
- 日程第16 議案第69号 平成24年度笠間市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第70号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第71号 平成24年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第72号 平成24年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第73号 平成24年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第74号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

- 議案第75号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議案第76号 平成24年度笠間市立病院事業会計補正予算(第1号)
議案第77号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第78号 平成24年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第79号 工事請負契約の締結について
(笠間市民体育館耐震補強及び災害復旧工事)
- 日程第18 議案第80号 笠間市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 笠間市農業委員会委員の推薦人数について

午前10時01分開会

開会の宣告

議長(柴沼 広君) 改めまして、皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。本日の欠席議員はなしであります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

市長あいさつ

議長(柴沼 広君) ここで、山口市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 平成24年第3回笠間市議会定例会の開催に当たりまして、ごあいさつとご報告を申し上げます。

初秋に入りましたが、まだまだ残暑の厳しい中、議員の皆様には、公私ともご多忙のところ定例会に出席を賜り、お礼を申し上げる次第でございます。

まず、最近の経済情勢でございますが、景気は依然として厳しい状況にあるものの、先行きについては、復興需要などを背景に景気が持ち直していくことが期待される一方、海外景気の下振れ懸念や電力供給の制約など、景気の下押しリスクが存在することに注意が必要であるとされております。

このような中で、消費税増税を柱とした社会保障と税の一体改革関連法案が衆参両院とも賛成多数で可決され、成立をいたしました。これにより、2014年4月に8%、2015年10月には10%と2段階で消費税が引き上げられることとなりました。

少子高齢化の急速な進展や、国、地方ともに極めて厳しい財政状況のもとで、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国、地方双方にとっての安定財源の確保は避けることのできない課題であり、今回の法案成立には、私としては一定の評価をいたすところでございます。しかしながら、低所得者に対する給付の問題や、生活必需品を対象とした低減税率の検討など、消費税増税が正式決定となるまでの課題は残されております。

本市としましては、消費税増税に伴い、地方消費税の配分額もふえることになり、地方自治体の役割も増大することから、適切な対応ができるよう、これらの動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、震災による災害廃棄物の受け入れについてでございます。

災害廃棄物受け入れにつきましては、7月に実施した試験焼却の結果を踏まえ、このたび受け入れ先の宮城県と茨城県とで8月24日に基本協定が締結され、そのことと合わせ、搬出側と茨城県環境保全事業団による受け入れに関する契約が締結されたことから、8月30日より正式に受け入れを開始したところでございます。現在まで、1日平均70トンの受け入れを行っておりますが、放射性物質濃度は基準値以内であるなど、問題は出ておりません。今後も、放射性物質濃度について測定を行い、基準値を上回ることはないよう確認するとともに、測定結果については、随時公表するなどの措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、地域防災計画の策定状況についてでございます。

現在、策定中の地域防災計画についてでございますが、パブリックコメントを終了し、10月上旬に開催予定の防災会議で決定する予定で進めております。原子力対策につきましては、国の原子力対策の素案を作成する原子力規制庁が機能していない状況ですが、国、県及び他の市町村と連携をとって計画策定に当たってまいります。なお、県は東海村の原子力発電所より30キロメートルの範囲にある笠間市に対し、国の予算を活用し、今年度中に、国、県、事業所をつなぐテレビ電話や、放射性物質の測定器、広報車などを配備する予定となっております。

次に、復興交付金事業計画の採択についてでございますが、復興交付金事業計画につきましては、笠間稲荷門前通り周辺の整備計画に、地域の防災力向上の検討を踏まえた笠間地区復興まちづくり計画の策定調査費3,000万円を復興交付金事業として、6月末に復興庁に2度目の申請を行い、7月に、地元選出国會議員、藤田財務副大臣、末松復興副大臣を柴沼議長と一緒に訪問し、本市の震災被害の実情を伝えるとともに、復興交付金事業の採択と復興交付金の柔軟な運用を市議会と市で連名で要望してきたところでございます。そ

の結果、8月24日に、復興庁より、内陸部の地域としては初めての笠間地区復興まちづくり計画の策定調査費の採択通知があったところでございます。これにより、笠間稲荷門前通り周辺の整備及び笠間支所の移転を含めた地域の防災力向上を踏まえた調査を速やかに行い、当該地域の復興に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、笠間支所の整備についてでございます。

現在、プレハブで業務を行っている笠間支所につきましては、法務局跡地に移転し、整備する方針とし、今議会の補正予算案に、法務局跡地の取得費及び建物改修に伴う設計費を計上し、上程させていただいておりますので、よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

なお、総務省より、東日本大震災で被災した庁舎の建てかえ事業に対する財政支援の方針が示されておりますが、本市の笠間支所のように、建てかえでなく、既存の建物を改修して利用する場合に、財政支援の対象となるかどうか、明確な方針が示されていないことから、先般、総務大臣及び総務省、並びに地元選出国會議員に対して、教育委員会の庁舎を含めた財政支援の要望書を提出したところでございます。笠間支所の早期整備に向け、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水道料金の改定についてでございますが、本市の水道事業は、合併時に、旧3市町の水道事業をそのまま引き継ぎスタートいたしました。早期の事業統合及び料金統一が懸案事項となっております。

事業統合につきましては、22年4月に実施いたしました。料金統一は現在もまだ行われていない状況でございます。このたび、平成30年度の料金統一に向け、段階的に進めていく方針となり、第一段階として、平成25年4月に料金改定を実施してまいりたいと考えております。なお、料金改定の実施に当たり、笠間市水道事業給水条例の一部を改正する必要があることから、今議会に、条例改正案を上程させていただきましたので、よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げたいと思います。

次に、通学路の危険箇所合同点検についてでございます。

登校中の児童が死傷するという痛ましい交通事故が各地で発生したことを受け、本市においても、通学路の危険箇所調査を行い、このたび、その調査結果について関係者による合同点検を実施いたしました。通学路の危険箇所における合同点検につきましては、国で示した通学路における緊急合同点検実施要綱に基づき、本市では、7月31日から8月8日の期間に、各学校や地域からご指摘をいただいた市内の小中学校合わせて99カ所について、県道管理者である水戸土木事務所を初め、笠間警察署、学校教員、保護者、市、市道担当課の立ち会いにより、現場で合同点検を行ったところでございます。

合同点検の結果を受け、交通安全対策として、道路整備や歩道設置など県道に関するもの、及び交通規制に関する対策として、信号機設置や横断歩道設置、停止線修繕などについて、県及び警察署へ要望を提出する予定でございます。市道の整備につきましては、地

権者へ用地協力を求めるとともに、関係機関との協議を進め、整備促進を図ってまいります。また、通学路であることを自動車運転者に認識、啓発するため、通学路注意や、スクールゾーンなどの路面表示を施工し、通学路の安全確保を図ってまいります。なお、今議会補正予算案に、通学路交通安全施設整備工事費を計上し、上程いたしましたので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、事務事業の進捗状況でございますが、今年度は、定住化推進、農業支援、健康づくりの三つを重点施策として位置づけ、23の事業を重要事務事業に選定し、取り組んでいるところでございます。これら重要事務事業、主な7事業の進捗状況について、ご報告を申し上げます。

まず、商店街活性化事業の取り組みといたしましてでございますが、商工会と連携して各種事業を展開しております。岩間地区では、古くから竹加工が盛んであった地域資源を活用し、8月22日、23日に、子供親子竹細工教室を開催するとともに、9月から3月までの第2、第3日曜日に、旧あべ商店にて、竹細工教室と笠間焼を中心としたギャラリーを開催してまいります。また、天狗まつりファンタジーナイトを開催し、商店街の活性化を進めてまいります。

笠間地区については、笠間稲荷門前通り商店街協同組合の主催により、9月まで朝顔プロジェクトを実施するほか、10月13日に「狐の嫁入り」を開催いたします。また、笠間のいなり寿司いな吉会との共催により、初午いなり寿司まつりを開催し、商店街への集客を図ってまいります。

次に、笠間稲荷門前通り周辺のまちづくり推進事業では、旧井筒屋旅館本館の保存及び利活用と、門前通りから稲荷駐車場にかけたエリアをつなぐ新たな観光の動線をつくり出すため、この周辺の一體的な整備を推進しているところでございます。

今年度につきましては、旧井筒屋旅館が担ってきた宿泊機能を引き継いでもらえる事業者を募集し、事業者から提案された内容を基本構想の策定に反映させてまいりたいと考えております。この事業者が決定するまでの間、旧井筒屋旅館本館の暫定的な利活用としまして、地元の方々の会合だのに活用するほか、菊まつり期間中の土、日、祝日には、湯茶接待や観光案内、またお茶会などを開催し、観光客へのおもてなしの場として利活用をしてまいりたいと考えております。

次に、笠間焼陶芸家支援事業の進捗状況につきましては、窯業指導所や笠間焼協同組合などと連携し、現在まで23件の申請があり、そのうちの19件の支援を決定したところでございます。今後とも、笠間焼陶芸家の新規創業や定住化を推進してまいります。

次に、いなり寿司推進事業でございます。

笠間市いなり寿司推進事業につきましては、このたび、県内で初めて愛Bリーグの正会員となった笠間いなり寿司いな吉会が、来る10月20、21日に北九州市で開催されるご当地グルメで、まちおこしの祭典B - 1グランプリ in 北九州へ出展をいたします。また、11

月24日、25日に、甲府市で開催される関東東海B - 1グランプリ in 甲府に出展いたします。これらの出展を通じ、笠間市の名前を全国に広めてまいりたいと考えております。

次に、稲田大古山地区における基盤整備、土地改良事業についてでございますが、今年度からの事業採択を受け、7月19日に、稲田大古山圃場整備組合の設立総会を開催し、地元の事業推進体制を確立してまいりました。今年度は、事業地区内の測量や換地原案に着手し、平成28年度までの5カ年計画で事業の進行に向け取り組んでまいります。

次に、健康都市かさま宣言関連事業でございます。

本年2月29日に行いました健康都市かさま宣言の関連事業についてですが、7月8日に健康づくり市民大会2012を開催し、その後、8月7日に、第8回健康都市連合日本支部の総会が神奈川県大和市で開催され、本市も初めて参加をいたしました。また、8月27日には、第1回健康都市講座として、東京医科歯科大准教授であり、健康都市連合事務局長でもあります中村桂子先生を講師に迎え、健康都市講演会を開催いたしました。この講演会では、健康都市の理念や活動などについて、ヘルスリーダーの会を中心に、市職員も含めて学んだところでございます。今後は、健康都市宣言連携事業の認定促進など、企業や団体などに対しても、健康づくりの考え方について普及、浸透していく取り組みを進め、市民総ぐるみの運動としてまいりたいと考えております。

次に、笠間学校給食センターの改築工事につきましては、去る7月21日に、市及び議会代表者を含む関係者31名が出席して安全祈願祭が行われ、本格的な工事に着手したところでございます。今後とも、工事期間中の安全管理を徹底し、来年3月の完成に向け、事業を進めてまいります。

次に、提出議案についてのご説明でございます。

今回の提出議案は、法令等に基づく報告事項及び専決処分の承認を求めることについての報告案件が2件、平成23年度各会計の決算認定が合わせて4件、笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを初めとする議案が23件であります。

平成23年度決算についてであります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせた歳入決算額は510億7,794万8,619円で、歳出決算額は497億359万801円であります。

また、補正予算の議案につきましては、平成24年度笠間市一般会計補正予算（第5号）を初めとする10件の補正予算を上程するものであります。

今回の一般会計補正予算（第5号）についてであります。まず、歳入につきましては、普通交付税や地方特例交付金、そして繰越金、臨時財政対策債の決定などによる増額補正のほか、歳出補正関連の国庫支出金や市債などを補正するものであります。

また、歳出における今回の補正について、その主なものについて申し上げます。去る4月の人事異動や今年度職員の退職予定に伴う関連経費の補正として約7,100万円の増額、公債費の確定見込みによる関連経費の補正として約4,200万円の減額、前年度の国庫支出金の精算による返納金として約1億1,000万円の計上、東日本大震災に伴う災害復旧や応急仮

設住宅貸与、供与事業などの対応経費として約1,300万円の増額などを中心に編成しているところであります。

なお、今回の歳入歳出予算補正の調整によりまして、今年度予定しておりました財政調整基金の取り崩しを取りやめ、さらに、歳出予算における財政調整基金への積立金を計上しているところでございます。結果、今回の補正予算の総額は7億7,524万6,000円の増額補正となります。補正後の一般会計の予算規模は290億3,979万2,000円となります。

後ほど、詳しく説明申し上げますので、何とぞ慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。あいさつといたします。

開議の宣告

議長（柴沼 広君） 直ちに、本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（柴沼 広君） まず、日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（柴沼 広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、19番町田征久君、20番大関久義君を指名いたします。

会期の決定について

議長（柴沼 広君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る8月28日、議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長からご報告を願います。

議会運営委員会委員長 藤枝 浩君。

〔議会運営委員長 藤枝 浩君登壇〕

議会運営委員長（藤枝 浩君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、8月28日、平成24年第3回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおり、9月4日から21日までの18日間といたします。

初日の4日は、会期の決定、諸般の報告、請願2件の所管の常任委員会への付託、議案の説明を受け、議案の一部について質疑、討論、採決を行います。

5日は、議案調査のため休会といたします。

6日は、議案質疑の後、所管の常任委員会への付託となります。

また、平成23年度の一般会計、特別会計、企業会計の決算審査をするため、決算特別委員会を設置しまして付託といたします。

7日と10日に常任委員会を開催し、11日、12日、13日の3日間で決算特別委員会を開催いたします。

14日は、議事整理のため、休会といたします。

18日から20日までの3日間で一般質問を行いまして、最終日の21日は、各常任委員会及び決算特別委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い、終了となります。

以上、報告いたします。

議長（柴沼 広君） お諮りいたします。

ただいま委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から9月21日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から9月21日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、ただいま議会運営委員会委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

諸般の報告について

議長（柴沼 広君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法施行令第145条第2項の規定による継続費の精算報告、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市の健全化判断比率、及び同法の規定に基づく笠間市公共下水道事業特別会計外5件の資金不足比率、並びに同法の規定に基づく監査委員意見書、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告がそれぞれ提出されておりますので、既に議案書とともに配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

請願・陳情について

議長（柴沼 広君） 日程第4、請願・陳情について議題といたします。

本定例会に提出されました請願・陳情につきましては、文書表を付して、その写しをお手元に配付しております。これらの請願・陳情につきましては、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

認定第1号 平成23年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成23年度笠間市水道事業会計決算認定について

認定第3号 平成23年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

認定第4号 平成23年度笠間市立病院事業会計決算認定について

議長（柴沼 広君） 日程第5、認定第1号 平成23年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第4号 平成23年度笠間市立病院事業会計決算認定についてまでの4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 認定第1号 平成23年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号 平成23年度笠間市立病院事業会計決算認定についての提案理由を申し上げます。

これらの案件は、平成23年度の笠間市の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算認定に関する議案であり、それぞれ地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものであります。

内容につきましては、各担当部長より説明させますので、よろしく願いをいたします。

議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

総務部長（阿久津英治君） 認定第1号 平成23年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてのうち、笠間市一般会計歳入歳出決算について、主なものを款別にご説明申し上げます。

平成23年度笠間市歳入歳出決算書一般会計の1ページ、2ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

1款市税でございますが、予算現額は89億2,860万1,000円であり、収入済額が92億1,901万8,571円であります。不納欠損額は7,363万2,486円であり、収入未済額は12億4,849万

3,952円であります。

2 款地方譲与税は、予算現額 4 億872万3,000円に対しまして、収入済額は 4 億872万2,504円でございます。

6 款地方消費税交付金は、予算現額、収入済額ともに 6 億9,728万8,000円でございます。

3 ページ、4 ページをごらんください。

10款地方交付税は、予算現額、収入済額ともに84億6,428万8,000円でございます。

14款国庫支出金は、予算現額48億6,987万4,325円、収入済額は42億1,142万3,682円でございます。子ども手当や生活保護費、障害者自立支援給付費、さらには東日本大震災による災害復旧などに対応するための国庫負担金などが主なものでございます。

15款県支出金は、予算現額21億2,591万9,500円、収入済額20億3,314万4,772円に対しまして、障害者自立支援給付費や国民健康保険基盤安定事業費、子ども手当負担金などの県負担金のほか、医療福祉費補助金などの県補助金、県民税徴収交付金などの県委託金に加え、さらには、東日本大震災による災害復旧費などに対応するための県補助金などが主なものでございます。

5 ページ、6 ページをごらんください。

19款繰越金は、予算現額 8 億4,362万6,175円、収入済額は 8 億4,362万6,269円でございます。

21款市債は、予算現額37億9,219万5,000円に対しまして、収入済額は27億234万5,000円で、この差につきましては10億8,985万円でございますが、これは、岩間駅自由通路建設事業や笠間学校給食センター整備事業などの起債充当事業の繰り越しなどによるものでございます。

歳入合計は、予算現額325億2,608万4,000円に対しまして、収入済額が309億6,411万1,342円でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7 ページ、8 ページをお開きください。

1 款議会費は、予算現額 3 億2,771万6,000円、支出済額は 3 億2,438万2,356円でございます。

2 款総務費は、予算現額54億3,834万2,000円、支出済額は53億7,138万6,046円でございます。うち、総務管理費には財政調整基金への積み立てのほか、まちづくり振興基金や復興まちづくり基金への積み立てが含まれておるところでございます。なお、総務費の翌年度繰越額3,225万円は、社協返還施設解体事業や、外国人住民基本台帳システム改修事業の繰り越しによるものでございます。

3 款民生費は、予算現額87億459万8,000円で、支出済額は84億9,334万3,059円でございます。1 項社会福祉費では、国民健康保険特別会計などへの繰出金、障害者自立支援給付事業、医療福祉費などが主なものでございます。2 項児童福祉費では、子ども手当の支給、

保育運営事業費などが主なものであり、3項生活保護費では、生活保護の給付金が主なものでございます。また、4項災害救助費では、東日本大震災に伴って対応した経費が主なものであります。民生費の翌年度繰越額は9,785万6,000円でございますが、保育所緊急整備事業の繰り越しによるものでございます。

4款衛生費は、予算現額24億4,115万2,000円、支出済額は24億851万9,175円でございます。1項保健衛生費では、合併処理浄化槽設置整備事業補助金や笠間地方広域事務組合への負担金などが主なものであります。また、2項清掃費では、笠間水戸環境組合への負担金や一般廃棄物の収集運搬処理業務などが主なものであり、さらには、東日本大震災による災害廃棄物の処理に要した経費も含まれております。

5款農林水産業費は、予算現額10億2,852万3,000円、支出済額は10億2,016万9,022円でございます。1項農業費では、水田農業奨励補助金、小原地区の県営畑地帯総合整備事業のほか、農業集落排水事業特別会計への繰出金などが主なものであります。2項林業費では、森林機能緊急回復整備事業などが主なものとなっております。

6款商工費は、予算現額5億3,721万4,000円、支出済額は5億277万3,363円でございます。1項商工費では、自治金融関係の預託金や利子補給金、商工会への補助金などが主なものでございます。また、2項観光費では、つつじ公園や北山公園など、施設の維持管理経費や観光協会への補助金などが主なものでございます。

9ページ、10ページをお開きください。

7款土木費は、予算現額46億167万2,000円、支出済額は33億6,973万9,834円でございます。2項道路橋梁費では、道路の維持費や新設改良事業、4項都市計画費では、公共下水道事業特別会計への繰出金、岩間駅周辺整備事業などが主なものとなっております。土木費の翌年度繰越額11億9,954万6,056円は、上町大沢線や来栖本戸線など、幹線道路などの道路整備事業のほか、岩間駅周辺整備事業などが主なものとなっております。

8款消防費は、予算現額13億5,909万1,000円で、支出済額は13億4,252万7,283円でございます。常備消防施設などの維持管理経費や消防団員の報酬、常備消防の車両更新事業などのほか、災害対策として、拠点避難所の整備や放射能測定機器の導入経費を含むものであります。

9款教育費は、予算現額34億9,588万2,000円で、支出済額は27億7,866万119円でございます。主なものとしたしましては、3項中学校費で、笠間中学校の校舎の耐震補強工事などが主なものとなっております。そのほかでは、学校給食の賄い材料費や幼稚園の就園奨励費補助金、笠間学校給食センター整備事業に伴う設計業務委託などが主なものとなっております。教育費の翌年度繰越額は6億5,560万2,000円でございます。宍戸小学校の施設整備事業や笠間学校給食センターの整備事業の繰り越しによるものでございます。

10款災害復旧費は、予算現額15億2,670万8,000円で、支出済額は11億7,934万5,338円でございます。東日本大震災による道路施設や学校施設などの公共施設の復旧経費となって

おります。災害復旧費の翌年度繰越額は3億4,341万5,000円でございます。本庁舎や消防庁舎などの災害復旧事業の繰り越しによるものでございます。

11款公債費は、予算現額27億5,895万9,000円で、支出済額は27億5,845万6,804円でございます。

11ページ、12ページをごらんください。

12款諸支出金は、一般会計から上水道事業や病院事業に対しまして補助金や出資金を支出しているものでございますが、予算現額2億8,575万5,000円で、支出済額は2億8,234万161円でございます。

歳出合計では、予算現額325億2,608万4,000円で、支出済額は298億3,164万2,560円でございます。

ページが大きく飛びますけれども、131ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。この調書の数値につきましては、1,000円単位で記載してございます。

1の歳入総額は309億6,411万1,000円、2の歳出総額は298億3,164万2,000円、歳入歳出差引残額は11億3,246万9,000円でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして(1)の継続費繰次繰越額は5,288万円、(2)の繰越明許費繰越額は4億527万7,000円、(3)の事故繰越し繰越額は761万1,000円、計で4億6,576万8,000円を翌年度の繰り越し事業の一般財源として充当してまいります。その結果、5の実質収支額は6億6,670万1,000円でございます。

次に、財産に関する調書が273ページから278ページにかけて、1の公有財産、2の物品、3の債券、4の基金の順に載せてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長(柴沼 広君) 続いて、保健衛生部長菅井 信君。

(保健衛生部長 菅井 信君登壇)

保健衛生部長(菅井 信君) 認定第1号のうち、保健衛生部所管の特別会計についてご説明申し上げます。

まず初めに、平成23年度笠間市国民健康保険特別会計を説明いたします。

168ページをお開きください。

実質収支に関する調書によりご説明いたします。

歳入総額は83億8,700万2,000円、歳出総額は83億3,483万9,000円であり、歳入歳出差引残額は5,216万3,000円となり、翌年度へ繰り越す財源はありませんので、実質収支額につきましても5,216万3,000円であります。

132ページにお戻りください。歳出について主なものを説明いたします。

1款国民健康保険税は21億7,578万8,626円であり、収納率は、現年分85.3%、過年度分15.5%となり、現年分において、前年度に比べ2.6%の改善が見られております。

3 款国庫支出金は24億5,465万5,089円、4 款療養給付費等交付金は4 億153万179円、5 款前期高齢者交付金は13億5,274万5,697円、6 款県支出金は3 億9,098万5,090円、7 款共同事業交付金は9 億5,560万4,821円、9 款繰入金は6 億667万603円であります。

136ページをお開きください。歳出の主なものについて説明いたします。

2 款保険給付費は53億9,496万2,337円、3 款後期高齢者支援金は11億5,694万2,014円、6 款介護納付金は5 億2,754万2,422円、7 款共同事業拠出金は8 億5,176万8,410円などが主なものであります。

次に、平成23年度笠間市後期高齢者医療特別会計について説明いたします。

181ページをお開きください。

実質収支に関する調書により説明いたします。歳入総額は6 億696万3,000円、歳出総額は6 億696万3,000円、歳入歳出の差引残額はゼロ円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支についてもゼロ円であります。

169ページへお戻りください。

歳入について、主なものを説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料は4 億4,768万3,300円、4 款繰入金は1 億4,028万1,209円あります。

171ページをお開きください。

歳出については、2 款後期高齢者医療広域連合納付金5 億8,612万2,285円が主なものでございます。

以上で、認定第1号のうち保健衛生部所管の特別会計決算の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

福祉部長（小松崎栄一君） それでは、認定第1号のうち、福祉部所管の特別会計について、ご説明を申し上げます。

初めに、介護保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明を申し上げます。

220ページをお開きをいただきたいと思います。

220ページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は46億3,625万5,000円、歳出総額は45億7,107万円で、歳入歳出予算差引残額は6,518万5,000円でございます。翌年度へ繰り越す財源はありませんので、実質収支額は6,518万5,000円となります。

次に、182ページをお開き願います。

歳入の主なものについてご説明を申し上げます。1 款保険料は7 億6,664万3,450円、3 款国庫支出金は10億2,846万9,913円、4 款支払基金交付金は12億8,942万2,000円、5 款県支出金は6 億8,994万4,631円、7 款繰入金は8 億3,175万8,200円が主なものでございます。

続いて、186ページをお開き願います。

歳出の主なものですが、1 款総務費1 億6,512万803円、2 款保険給付費42億6,563万7,291

円、4款地域支援事業費1億550万6,744円が主なものでございます。

続きまして、介護サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。
229ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は2,227万1,000円、歳出総額は2,121万7,000円で、歳入歳出差引残額は105万4,000円でございます。翌年度へ繰り越す財源はありませんので、実質収支額は105万4,000円でございます。

歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

221ページをお開き願います。

1款サービス収入でございますが、1,851万6,000円、2款繰入金375万1,000円が主なものでございます。

次に、223ページの歳出についてですが、総務費で1,531万5,985円、2款サービス事業費590万1,360円が主なものでございます。

以上で、福祉部所管の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

上下水道部長（藤田幸孝君） 上下水道部所管の決算認定について、ご説明申し上げます。

初めに、認定第1号、平成23年度笠間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

246ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額27億2,658万1,000円、歳出総額24億7,606万3,000円、歳入歳出差引残額2億5,051万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源、2億2,488万円、実質収支額2,563万8,000円となるものでございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、ページを戻りまして、234ページをお開き願います。

歳入の主なものでございますが、1款分担金及び負担金1億8,746万6,810円は、受益者負担金等でございます。

2款使用料及び手数料4億8,956万147円につきましては、下水道使用料等でございます。

3款国庫支出金2億6,353万8,000円につきましては、災害復旧費を含む下水道事業国庫補助金でございます。

236ページをお開き願います。

6款繰入金12億563万4,000円につきましては、一般会計及び基金からの繰入金でございます。

7款繰越金987万8,000円につきましては、平成22年度の繰越金でございます。

238ページをお開き願います。

9 款市債 5 億 5,370 万円につきましては、下水道事業債でございます。

歳入合計で 27 億 2,658 万 1,399 円となるものでございます。

ページを返していただきまして、240 ページをお開き願います。

歳出でございますが、1 款下水道費、1 項下水道総務費 3 億 9,470 万 9,896 円につきましては、浄化センター友部、岩間の水処理施設及びポンプ場の維持管理費でございます。

242 ページをお開き願います。

2 項下水道建設費 4 億 7,459 万 2,917 円につきましては、主に、浄化センター友部汚泥処理施設の増設工事にかかわる設計委託料及び工事請負費でございます。

2 款公債費 14 億 387 万 8,170 円につきましては、下水道債の元金及び利子の償還金でございます。

244 ページをお開き願います。

4 款災害復旧費 2 億 288 万 2,520 円は、下水道管渠災害復旧工事にかかわる測量設計委託料及び工事請負費でございます。

歳出合計は 24 億 7,606 万 3,503 円となるものでございます。

次に、認定第 1 号、平成 23 年度笠間市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

263 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 9 億 5,135 万 5,000 円、歳出総額 9 億 376 万 3,000 円、歳入歳出差引残額 4,759 万 2,000 円、翌年度へ繰り越すべき財源は 4,394 万 9,000 円でございます。実質収支額は 364 万 3,000 円となるものでございます。

歳入歳出の主なものにつきましては、事項別明細書で説明申し上げますので、251 ページをお開き願います。

歳入の主なものでございますが、1 款分担金及び負担金 2,057 万 8,800 円につきましては、農業集落排水事業分担金でございます。

2 款使用料及び手数料 5,878 万 2,335 円につきましては、農業集落排水使用料等でございます。

3 款県支出金 3 億 36 万 5,000 円につきましては、農業集落排水事業費県補助金でございます。

253 ページをお開き願います。

5 款繰入金 3 億 5,225 万 4,000 円につきましては、一般会計からの繰入金となっております。

6 款繰越金 316 万 4,052 円につきましては、平成 22 年度の繰越金でございます。

8 款市債 2 億 1,390 万円につきましては、農業集落排水事業債でございます。

256 ページをお開き願います。

歳入合計で 9 億 5,135 万 5,230 円となるものでございます。

次に、歳出でございますが、257ページをお開き願います。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水施設管理費6,311万3,129円につきましては、主に市原地区、北川根地区、枝折川地区、安居地区、岩間南部地区の水処理施設等の維持管理費でございます。

2 項農業集落排水施設建設費 4 億7,921万1,206円につきましては、次ページの259ページをお開き願います。主に、友部北部 1 期地区の管渠布設工事及び処理場下部工事費等でございます。

2 款公債費、2 億4,416万9,517円でございますが、農業集落排水事業債の元金及び利子の償還金でございます。

4 款災害復旧費 1 億1,726万9,476円につきましては、次ページ、261ページをお開き願います。主に、供用開始地区の災害復旧工事費でございます。

歳出合計は、9 億376万3,328円となるものでございます。

以上で、認定第 1 号、平成23年度笠間市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 認定第 1 号のうち、都市建設部所管の平成23年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計の決算についてご説明申し上げます。

初めに、実質収支に関する調書にてご説明申し上げます。

272ページをお開き願います。

1 の歳入総額は 1 億2,168万3,000円でございます。2 の歳出総額は 1 億374万5,000円で、3 の歳入歳出差引残額は1,793万8,000円でございます。4 の翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額1,679万9,000円でございます。実質収支額は113万9,000円でございます。264ページにお戻り願います。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

1 款国庫支出金は、土地地区画整理事業実施に伴う補助金1,472万9,000円でございます。

2 款財産収入4,329万1,040円は、5 画地の保留地処分金でございます。

3 款繰入金は、一般会計からの繰入金4,030万3,412円でございます。

4 款市債は、土地地区画整理事業推進の借入金2,250万円でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

266ページをお開き願います。

1 款土地地区画整理事業費、1 項総務費につきましては、土地地区画整理審議会委員報酬や人件費など1,494万4,997円でございます。2 項事業費は、区画道路の整備及び宅地の造成工事や水道事業管理者負担金、家屋等の移転補償など8,789万1,203円でございます。

以上で、都市建設所管の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） ここで、暫時休憩いたします。

なお、11時15分に再開いたします。

午前 11時 04分休憩

午前 11時 16分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

上下水道部長（藤田幸孝君） 認定第2号 平成23年度笠間市水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。

決算報告書でございます。収益的収入及び支出の収入でございますが、1款水道事業収益の決算額は19億6,034万2,329円でございます。対しまして支出でございますが、1款水道事業費用の決算額は17億6,280万1,880円でございます。

4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入の決算額は1億2,221万6,000円、対しまして支出の1款資本的支出の決算額は5億597万4,325円でございます。また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億8,375万8,325円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額848万6,757円及び過年度分損益勘定留保資金3億7,527万1,568円で補てんしました。

6ページをお開き願います。

損益計算書でございます。期間については、23年4月1日から平成24年3月31日まででございます。消費税を除いた金額になっております。

1の営業収益の合計額は15億3,221万8,289円、2の営業費用の合計額は15億7,188万6,919円となりますので、営業損失は3,966万8,630円でございます。3の営業外収益は1億4,222万2,617円、4の営業外費用は1億556万4,267円となり、経常損失は301万280円でございます。

5の特別利益は、過年度損益修正益で1億9,970万8,658円でございます。6の特別損失は、過年度損益修正損が773万879円でございますので、当年度純利益は、過年度損益修正益から過年度損益修正損及び経常損失を差し引きまして1億8,896万7,499円でございます。前年度繰越剰余金が4億8,980万9,435円ございましたので、当年度純利益を加えまして、当年度未処分利益剰余金は6億7,877万6,934円となりました。

8ページから39ページにかけまして、決算附属資料を載せてございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、認定第3号 平成23年度笠間市工業用水道事業会計決算認定についてご説明申し

上げます。

42ページをお開き願います。

決算報告書でございます。収益的収入及び支出の収入でございますが、1款工業用水道事業収益の決算額は3,076万1,225円でございます。対しまして支出でございますが、1款工業用水道事業費用の決算額は2,340万2,760円でございます。

44ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入はございません。支出の1款資本的支出の決算額は2,429万8,050円でございます。また、資本的収入が資本的支出額に不足する額2,429万8,050円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額115万7,050円、及び過年度分損益勘定留保資金2,314万1,000円で補てんしました。

46ページをお開き願います。

損益計算書でございます。期間については、23年4月1日から平成24年3月31日まででございます。消費税を除いた金額となっております。

1の営業収益は2,858万8,598円、2の営業費用の合計額は2,312万4,820円となりますので、営業利益は546万3,778円でございます。3の営業外収益は31万6,537円となり、当年度純利益は578万315円でございます。前年度繰越利益剰余金4,424万5,072円と合わせまして、当年度末処分利益剰余金は、5,002万5,387円となりました。

なお、48ページから59ページにかけまして、決算附属資料を載せてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、認定第2号と認定第3号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） 認定第4号 平成23年度笠間市立病院事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

別冊になっております笠間市立病院事業会計決算書、1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出については、収入が決算額5億3,820万6,809円であり、支出については、決算額5億2,673万2,643円であります。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出については、収入が決算額1,019万9,000円であり、支出は決算額1,107万6,788円であります。なお、資本的支出の収支については、災害復旧工事に要した費用と、それに対する補助金や企業債であり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額87万7,788円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしたものであります。

次に、5ページをお開きください。

損益計算書についてですが、まず、医業収益については、入院収益や外来収益などで4億6,597万9,101円、医業費用については、給与費、材料費、経費など5億2,432万8,859円

で、医業損失は5,834万9,758円であります。

医業外収益は、国県補助金や他会計補助金などで7,222万7,708円、医業外費用は、企業債の支払い利息などで240万3,784円であります。したがって、医業外収支は6,982万3,924円の利益となり、経常利益については1,147万4,166円であります。5の特別利益、6特別損失はありませんでしたので、当年度純利益は1,147万4,166円となり、前年度繰越欠損金を加えまして、当年度未処理欠損金については4億1,059万9,447円であります。

6ページにつきましては、剰余金計算書と欠損金処理計算書、7ページから8ページにつきましては貸借対照表、9ページからは附属資料になりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

報告第13号 専決処分の承認を求めることについて
（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（柴沼 広君） 日程第6、報告第13号 専決処分の承認を求めることについて、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第13号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した損害賠償額を定め和解することについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、上水道部長から説明させますので、よろしく申し上げます。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

上下水道部長（藤田幸孝君） 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

次のページの専決第17号、専決処分書によりご説明申し上げます。

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法179条第1項の規定によりまして、平成24年4月13日専決処分したものでございます。

和解の相手方でございますが、笠間市平町1744-3、浦川志保子様でございます。和解の内容は、平成24年5月15日、午後4時15分ごろ、笠間市平町1722番地22付近の丁字路において、水道課の職員の運転する公用車が右折するため徐行し、停止したところ、右側か

ら走行してきた相手方車両に接触した。この接触によって、相手方車両は民家の塀に衝突し、塀を損壊したもので、責任割合は、市70%、相手30%でありまして、市は相手側に51万8,216円を支払うものであります。

専決処分の理由は、速やかに示談処置をし、賠償金を支払う必要があるためでございます。なお、この支払いにつきましては、全国市有物件災害共済会の自動車損害共済事業を適用するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番西山 猛君。

1 2 番（西山 猛君） これで、壁の持ち主と車両の持ち主一緒なのですか。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長藤田幸孝君。

上下水道部長（藤田幸孝君） 車の持ち主さんと塀の持ち主さんは、別の人でございます。塀の関係の人は、森作玲子さんというお方でございます。以上でございます。

議長（柴沼 広君） 12番西山 猛君。

1 2 番（西山 猛君） では、その賠償はどうなるのですか。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長藤田幸孝君。

上下水道部長（藤田幸孝君） 塀の修理代は、今、お話ししました51万8,216円のうち、4万8,487円が塀の修理代となっております。以上でございます。

議長（柴沼 広君） 12番西山 猛君。

1 2 番（西山 猛君） 支払いが違う。相手方1人で、車両を持っている人なのでしょう。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長藤田幸孝君。

上下水道部長（藤田幸孝君） 浦川さんにお支払いしているのが46万9,729円で、森作玲子さん、塀の方には4万8,487円を支払っております。以上でございます。

議長（柴沼 広君） ここで、暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 3 3 分休憩

午前 1 1 時 3 7 分再開

議長（柴沼 広君） 休憩を解いて会議を開きます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第13号は、会議規則第37条第3項の規定により委員

会の付託を省略し、直ちに、討論、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認め、そのように決しました。
これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 討論を終わります。
これより報告第13号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第58号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第7、議案第58号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第58号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を変更するため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますのでよろしく申し上げます。

議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

市長公室長（深澤悌二君） 議案第58号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

3枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

第17条の勤務1時間当たりの給与額の算出の条文を、労働基準法に基づく算出方法に改正するものでございます。これは現行では、笠間市は、国における算出方法と同様であります。勤務1時間当たりの給与額を算出するに当たって、給与月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に年間52週を乗じた時間数で除して得た額としておりましたが、現行の年間勤務時間数から勤務時間条例第9条に規定する休日、国民の祝日や年末年始の休日を除いた勤務時間数で除して得た額とするものでございます。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第59号 笠間市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

議長（柴沼 広君） 続いて、日程8、議案第59号 笠間市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第59号 笠間市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、郵政民営化等の一部を改正する等の法律の施行及び関係政省令の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく申し上げます。

議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

総務部長（阿久津英治君） 議案第59号 笠間市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

両条例ともに、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律が、平成24年10月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

第1条の笠間市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の改正でございますが、2ページの新旧対照表をごらんください。

改正の内容といたしましては、日本郵政グループが、現行の5社体制から4社体制となり、郵便事業株式会社と郵便局株式会社の2社が合併により日本郵政株式会社となることに伴い、条例において引用している会社名を変更するものであります。

次に、第2条の笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の改正でございますが、新旧対照表3ページ及び4ページをごらんください。改正の内容といたしましては、新旧対照表3ページの別表、住宅地区の項8及び4ページの業務地区の項7にお

いて、(郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和24年法律第213号)第2条に規定する郵便窓口業務を含む)を削るものであります。郵便窓口業務の委託等に関する法律第2条には、郵便事業株式会社が、郵便局株式会社に窓口業務を委託する旨の規定がありましたが、今回の2社の合併により、当該規定が削除されたため、条例からも削除する改正を行うものであります。

また、3ページから5ページにおいて、その他の改正につきましては、法令の引用等の文言の整理を行うものであります。この条例改正は、平成24年10月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

議長(柴沼 広君) 提案者の説明が終わりました。

議案第60号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

議案第61号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例について

議長(柴沼 広君) 続いて、日程第9、議案第60号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第61号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例についてを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 議案第60号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第61号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例についての提案理由を申し上げます。

これらの提案は、指定管理者が行う地域福祉センター及び障害者福祉センターについて施設管理及び業務を明確にするために所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長(柴沼 広君) 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

福祉部長(小松崎栄一君) 議案第60号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、まずご説明を申し上げます。

地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉の向上及び福祉意識の高揚を図るため設置しております笠間市地域福祉センター、笠間市友部社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものですが、条例の改正内容について、新旧対照表でご説明を申し上げます。

3 ページ、第 3 条業務につきましては、条例文章の表現を、介護保険法に合わせた表現に見直しをし、条例の整備を図るものでありますが、その内容につきましては、変更はございません。

4 ページ、第 4 条、指定管理者による管理につきましては、第 3 条に規定する業務の中で、介護保険事業を実施していることから、指定管理者に行わせるものとする明確にし、第 5 条で、指定管理者が行う業務に、第 3 条各号に掲げる業務、センターの利用の許可に関する業務を加えるものであります。第 7 条利用者、第 8 条利用料金につきましては、介護保険法に合わせた表現としたものでございます。

なお、この条例については、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第 61 号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例について、ご説明を申し上げます。

本条例につきましては、条文構成等の見直しを行い、全部改正を行うものでありますが、第 3 条指定管理者による管理を第 11 条に、第 5 条指定管理者に行わせる業務を第 12 条とし、第 1 項第 1 号に指定管理者に行わせる業務を明確にするため、第 3 条各号に掲げる事業に関することを加え、第 2 項に読みかえ規定を加えたものであり、第 6 条開館時間及び休館日を第 4 条とし、以下、順に繰り上げ条文の整備を図るものであります。

なお、この条例については、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第 6 2 号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第 10、議案第 62 号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第 62 号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地区ごとに違いのある水道料金について、段階的に料金を統一していくために所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、上下水道部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

上下水道部長（藤田幸孝君） 議案第 62 号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する

条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、地区ごとに違いのある水道料金について、段階的に料金を統一していくために所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表を用いてご説明させていただきたいと思います。

4ページをごらん願います。

第29条、ただし書きの「旧岩間地域」を「岩間地区」に改正いたします。

別表第1の笠間地区でございます。「旧笠間地域」を「笠間地区」に改正いたします。

専用栓、共用栓の改定はなく、現行どおりとなります。特別栓を追加し、基本料金がなく、使用水量、1立方メートルにつき173円といたします。臨時栓に、工事、祭事または散水その他の用に使用する場合、1立方メートルにつき345円を追加いたします。また、清掃用等の用に水道を使用する場合については変更はありません。

5ページをごらん願います。

施設消火栓について、基本料金1,000円につき500円を廃止し、5分以内1,200円とし、1分を超えるごとに50円を500円といたします。メーター使用料を友部地区の現行料金に統一し、付記を追加いたします。

次に、友部地区でございます。旧友部地域を友部地区に改正いたします。料金については改定なく、現行どおりとなります。

6ページをごらん願います。施設消火栓を追加し、演習で使用するときは、5分以内1,200円とし、1分を超えるごとに500円を加えることといたします。付記の(1)文中に集会所を加えます。

次に、岩間地区でございます。7ページをごらん願います。「旧岩間地域」を「岩間地区」に改正いたします。岩間地区の料金体系を廃止し、友部地区の料金体系へ移行しますので、専用栓、共用栓及び超過金については、友部地区と同額となります。また、日量1,000立方メートル以上については現行を引き継ぐことといたします。

特別栓は、基本水量、基本料金はなくし、使用水量1立方メートルにつき173円となります。臨時栓の使用料 工事、祭事または散水その他の用に使用する場合の1立方メートルにつき195円から345円といたします。清掃等の用に水道を使用する場合については変更はありません。

8ページをごらん願います。メーター使用料を友部地区の現行料金に統一いたします。また、付記の特別栓の入浴施設等を除き、消防詰所、区公民館、集会所とします。なお、各地区表中の1カ月につき、1月に、月に訂正いたします。改めます。

3ページにお戻り願います。附則になります。施行期日は、平成25年3月10日から施行することとなります。経過処置として、25年4月に検針する水量にかかわる料金から適用し、3月までに検針する水道の料金については、従前の例によることといたします。また、今回の改正により、使用水量の多い使用者に改正の影響が大きくなることから、平成25年

度から3年間、激変緩和処置を実施することといたします。内容としては、現行の超過料金1立方メートル180円から増となる金額の、平成25年度は9割、26年度は8割、27年度は7割を減額することとしました。金額については表のとおりとなります。

以上で、説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第63号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第11、議案第63号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第63号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますのでよろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 消防長小森 清君。

〔消防長 小森 清君登壇〕

消防長（小森 清君） 議案第63号について、ご説明申し上げます。

今回の笠間市火災予防条例の一部改正につきましては、電気自動車用急速充電設備が消防施行令第5条対象火気施設等に追加されたことに伴い、火災予防条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表に基づき説明いたします。4ページをお開きください。

条文の整理としまして、現行、右側にありますけれども、炉の設置基準第3条第1項第1号建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離を、次に掲げる距離に改めまして、続いて、6ページをお開き願います。右側にあります厨房設備の設置基準第3条の4第1項第2号、片仮名で（ア）に掲げるものを（イ）本号エ（ア）に掲げるものの、変電設備の設置基準第11条「全出力20キロワット以下のものを除く。以下に同じ。」を「全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。」に改めまして、続いて、第11条第3項の次に7ページとなります。急速充電設備の趣旨としまして、第11条の2、急速充電設備、（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等に充電する設備）全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く、設置する際

の位置、構造及び管理の基準としまして、第1項第1号電気機器をおおう材料、第2号から第14号、設置する際の基準、第2項利用規定を新たに設け、いたします。

新旧対照表8ページ下段になります。条文の整理としまして、第11条の2が加わったことによりまして、右側になりますけれども、内燃機関を原動力とする発電設備の設置基準、第12条第2項第3項第4項中、それぞれに前条第1項を第11条第1項に、9ページ右側にあります液体燃料を使用する器具の設置基準第18条第1項第1号を建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離を次に掲げる距離に改め、附則としまして、施行日を、平成20年12月1日から、経過措置としまして、施行時点既に設置され、または工事が行われていたものについては、火災予防条例第11条の2の規定は適用しない旨を定めたものでございます。

以上で、火災予防条例の一部改正についての説明を終了いたします。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、午後1時より再開いたします。

午前 11時59分休憩

午後 零時59分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例について

議長（柴沼 広君） 日程第12、議案第64号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例について、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第64号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市立幼稚園において、預かり保育を実施するため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、教育次長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 教育次長塙 栄君。

〔教育次長 塙 栄君登壇〕

教育次長（塙 栄君） 議案第64号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例の全部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、笠間市立幼稚園、笠間幼稚園と稲田幼稚園でございますけれども、これら公立保育園において、園児の保護者からの要望が高く、また市内私立、私立の幼稚園の全園や近隣自治体の公立幼稚園で行っている預かり保育を実施するため、笠間市立幼稚園保育料等徴収条例の改正が必要となり、また、従来からの条例を整備する必要があることから、同条例の全部を改正するものでございます。

条例は、全10条で構成しております。1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条の趣旨には、入園料と保育料に預かり保育料の徴収を加え、第2条では、従前の条例では、使用料である保育料と、手数料である入園料を同一条文中に規定していたものを、今回、第2条で入園料の額を、第3条で保育料の額をおのおの規定したものでございます。なお、それぞれの金額については従前と変更はございません。

次の第4条に預かり保育料の額を規定し、預かり保育料は、園児1人につき月額4,000円とし、夏季休業期間中は、1人につき7,000円とすること、また第2項において、臨時に預かる場合の日額を園児1人につき400円とし、夏季休業期間中は1,000円、半日の場合は500円とすることを規定いたしております。納入義務者や保育料等の徴収に関しましては、従前の条例では、同一条例中で規定していたところでございますけれども、第5条で納入義務者を、第6条では保育料等の徴収に関する規定等は規則で定めることとし、第7条保育料等の減免については、預かり保育料については対象としないことを規定してございます。

以下の第8条保育料等の返還、第9条保育料等の滞納に関する措置、第10条委任に関しては、従前の条例と内容的な変更はございません。

なお、この条例は、平成24年12月1日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第65号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

議長（柴沼 広君） 続いて、日程第13、議案第65号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第65号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合規約を一部変更することについて、関係市町と協議することを求められているので、地方自治法第291

条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、保健衛生部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） 議案第65号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、説明いたします。

住民基本台帳法の一部を改正する法律が、平成24年7月9日に施行されたことに伴い、外国人登録制度が廃止され、外国人住民にも住民基本台帳が作成されるため、茨城県後期高齢者広域連合規約を一部変更することについて、地方自治法の第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、新旧対照表により説明いたします。

最後のページになります。新旧対照表、別表第2については、市町村の負担割合等を定めたものでありますが、右側変更前、右下、備考中、1及び2の人口割及び高齢者人口割の定義において、及び外国人登録原票を削除するものであります。

なお、本規約は、平成25年4月1日より施行するものであります。

以上で、議案第65号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第66号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散について

議案第67号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産等の処分について

議長（柴沼 広君） 日程第14、議案第66号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散について、及び議案第67号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産等の処分についてを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第66号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散について、及び議案第67号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産等の処分についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、水戸地方広域市町村圏事務組合の解散について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

福祉部長（小松崎栄一君） 議案第66号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散について及び議案第67号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産等の処分について、ご説明を申し上げます。

水戸地方広域市町村圏事務組合が、高齢者の心身の健康保持を目的とし、昭和49年12月に、総合老人保健センター涸沼荘を開設し、管理及び運営を行ってまいりました。しかし、近年の利用者の大幅な減少と、昨年の中日本大震災で被災した施設復旧の見通しが立たないことから、当該施設を閉館し、土地建物等の資産を売却するとともに、管理運営主体である水戸地方広域市町村圏事務組合を、平成24年10月31日限り解散するものであります。あわせて、解散に伴う財産及び歳計現金の処分を行うものであります。

以上で、議案第66号、第67号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第68号 動産購入契約の締結について
（高規格救急自動車購入）

議長（柴沼 広君） 日程第15、議案第68号 動産購入契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第68号 動産購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、高規格救急自動車の購入について、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 消防長小森 清君。

〔消防長 小森 清君登壇〕

消防長（小森 清君） 議案第68号 動産購入契約の締結について、ご説明申し上げます。

契約の目的としまして、年数の経過により、稼働力が低下した緊急消防援助隊の登録車両であります笠間消防署の高規格救急自動車1台を更新するための動産購入契約でございます。

契約の方法は、指名競争入札、契約金額は3,349万5,000円、契約の相手方、茨城県笠間市笠間767番地、茨城トヨタ自動車株式会社笠間店店長中野 豊でございます。なお、購入

車両でございますが、車種は、トヨタ救急車ハイメディックで、自動体外式除細動器、患者監視モニター等の高度救命処置用資機材一式を装備するものであります。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第69号 平成24年度笠間市一般会計補正予算（第5号）

議案第70号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第71号 平成24年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第72号 平成24年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第73号 平成24年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

議案第74号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第75号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第76号 平成24年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

議案第77号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第78号 平成24年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議長（柴沼 広君） 日程第16、議案第69号 平成24年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、ないし議案第78号 平成24年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についての10件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第69号 平成24年度笠間市一般会計補正予算（第5号）から議案第78号 平成24年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、平成24年度の補正予算であり、一般会計のほか、特別会計6会計、企業会計3会計について補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

総務部長（阿久津英治君） 議案第69号 平成24年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

1ページをごらんください。平成24年度笠間市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億7,524万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ290億3,979万2,000円とするものであります。

8ページをお開きください。第2表債務負担行為でございますが、公会計基準モデル導入支援業務委託、個人市県民税賦課事務労働者派遣業務委託につきましては、期間を平成24年度から25年度まで、笠間学校給食センターと岩間学校給食センターの調理業務委託につきましては、平成25年度から平成27年度まで、笠間学校給食センター米飯配送業務委託につきましては、平成25年度から平成29年度まで、それぞれ債務負担行為を設定するものであります。

次に、下のページをごらんください。第3表地方債補正でございますが、1の追加につきましては、6月19日の台風4号により被害を受けた道路の災害復旧費にかかる地方債と、東日本大震災の被害者より、新たに、災害援護資金の借り入れ要望があったため、その財源として災害援護資金貸付金債を追加するものであります。

ページをめくっていただきまして、10ページをごらんください。2の変更につきましては、市道整備事業債、幹線道路整備事業から圃場災害復旧事業債、公共土木施設等5月災害までの5事業につきましては、起債対象事業費の補正に伴うものでございます。臨時財政対策債につきましては、今年度の起債可能額が決定しましたので補正するものであります。

次に、下の11ページをごらんください。3の廃止につきましては、補償金免除繰り上げ償還にかかる借換債については、財源が確保できる見通しとなったため、低利債へ借りかえることなく、また、次の12ページの上段の高規格救急自動車整備事業債については、対象事業の精査によりそれぞれ借り入れを廃止するものであります。

それでは、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細にてご説明いたしますので、15ページをお開きください。

まず、歳入につきましてご説明申し上げます。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税の8億273万4,000円の増は、普通交付税につきましては、本算定による確定により7億8,508万7,000円、災害復興特別交付税につきましては、保育所等の複合化多機能化推進事業費補助金の市負担分等により1,764万7,000円、それぞれ増額補正するものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,929万1,000円の増は、前年度子ども手当の支給額確定による精算により増額するものでございます。

16ページをお開きください。3目土木費国庫補助金2,548万1,000円の減は、社会資本整備総合交付金、狹隘道路の補助内示により減額するものでございます。

下の17ページをごらんください。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金3,450万2,000円の増は、安心子ども基金保育所等の複合化・多機能化推進事業費補助金3,248万円の増が主なものでございます。

18ページをお開きください。18款繰入金、1項特別会計繰入金、2目介護保険特別会計繰入金の1,720万6,000円の増につきましては、介護保険特別会計の前年度の精算による一

般会計への繰り入れでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金の5億5,739万4,000円の減は、地方交付税や繰越金などの一般財源が確保できる見込みになったことにより、当初予定していた財政調整基金からの繰り入れをとりやめるものであります。

4目義務教育施設整備基金繰入金706万7,000円の増は、小中学校の給食用備品購入等の費用に充当するため、増額補正するものでございます。

19ページをごらんください。10目地球温暖化防止等事業基金繰入金1,250万円の増は、繰入金充当対象事業であります住宅用太陽光発電システム設置費補助金の増によるものでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、平成23年度の決算によりまして4億6,670万円を増額するものであります。

20款諸収入、4項雑入、5目雑入5,544万2,000円の増は、派遣職員負担金2,215万1,000円の増、全国公営住宅火災共済機構災害見舞金800万円、次のページをお開きいただきまして、上段にございます水戸地方広域市町村圏事務組合の解散に伴う還付金3,042万6,000円などが主なものでございます。

21款市債、1項市債につきましては、先ほど第3表地方債補正のところでご説明申し上げましたとおり、長期債の繰り上げ償還に当たり、低利債への借りかえをとりやめたことによる借換債の減、国庫補助金の内示等に伴う起債額の増減、さらに次の21ページにあります8目臨時財政対策債の4,876万7,000円の増につきましては、今年度の起債可能額が決定しましたので補正するものであります。

続きまして、歳出でございますが、今回の補正では、人件費の補正が多く含まれており、これらの補正は、主に4月1日付の人事異動によるものでございますので、人件費の説明は省略させていただきます。

それでは、歳出の主なものについてご説明させていただきます。23ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費754万円の増は、13節委託料の公会計基準モデル導入支援業務委託料598万5,000円が主なものでございます。

5目財産管理費3,338万円の増は、次の24ページをお開きいただきまして、上段にあります13節委託料で設計業務委託料1,316万円、17節公有財産購入費で1,650万円を笠間支所の移設に伴い計上するものが主な補正でございます。

25ページをごらんください。14目基金費4億2,351万9,000円の増につきましては、今回の補正による歳入歳出予算の調整により、財政調整基金積立金を4億2,309万7,000円増額するものと、歳入における、ふるさとづくり寄附金を元気かさま応援基金へ積み立てる42万2,000円の増額をするものでございます。

続きまして、28ページをお開きください。下段にあります3款民生費、1項社会福祉費、

3 目高齢者福祉費3,047万円の増につきましては、25節積立金で、歳入で計上しました水戸地方広域市町村圏事務組合還付金3,042万6,000円を同額、高齢者保健福祉基金に積み立てるのが主なものでございます。

29ページをごらんください。2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費の4,456万3,000円の増でございますが、次の30ページをお開きいただきまして、上段にあります19節負担金補助及び交付金におきまして、学校法人旭学園、すみれ幼稚園ですけれども、ここへの補助として、保育所等の複合化多機能化推進事業補助金4,872万円の計上が主なものであります。なお、この4,872万円の財源として、県支出金3,248万円と震災復興特別交付税1,624万円を計上しております。

3 項生活保護費、1 目生活保護総務費 1 億1,189万5,000円の増につきましては、次の31ページをごらんいただきまして、このページの上段にあります23節償還金、利子及び割引料において、前年度の償還に伴い生活保護費国庫負担金返納金 1 億1,135万7,000円の計上が主なものでございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費でございますが、次の32ページをお開きください。2 目予防費の1,277万8,000円の増は、不活化ポリオワクチンの導入により、11需用費の医薬材料費で832万7,000円、13節委託料の定期予防接種委託料で398万3,000円、それぞれ増額するものが主なものでございます。

5 目環境衛生費1,250万円の増は、19節負担金補助及び交付金で要望の多い住宅用太陽光発電システム設置費補助金50件分を増額するものであります。

33ページをごらんください。2 項清掃費、4 目エコフロンティアかさま対策費の670万円の減は、事業費の精査により、13節委託料、測量設計等委託料990万円の増、15節工事請負費補修工事で1,740万円の減などが主なものでございます。

39ページをお開きください。7 款土木費、2 項道路橋梁費、5 目狭あい道路整備等促進費5,019万8,000円の減は、国庫補助の内示額減により15工事請負費、道路新設改良工事費で、4,080万2,000円の減、17節公有財産購入費で703万1,000円の減などが主なものでございます。

42ページをお開きください。8 款消防費、1 項消防費、4 目災害対策費1,281万4,000円の増は、自主防災組織の結成予定団体の増により、19節負担金補助及び交付金の自主防災組織活動育成補助金で890万円増額補正するものが主なものでございます。

9 款教育費、1 項教育総務費の 2 目事務局費の838万円の増でございますが、下の43ページをごらんいただきまして、教育情報ネットワークシステム更新事業の精査により、中段にあります13節委託料電算業務委託料で3,339万3,000円を増額して、18節備品購入費で3,488万6,000円の減額をするものと、通学路の安全確保のために、路面表示等の施工費用として、15節工事請負費の通学路交通安全施設整備工事費で391万7,000円を計上するものが主なものでございます。

47ページをお開きください。下段にあります10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費の700万円の増でございますが、これは6月19日、台風4号により被災した市道0107号線の災害復旧工事費を計上するものでございます。

48ページをお開きください。このページの下段にあります11款公債費、1項公債費でございますが、公債費の償還見込みにより1目元金の長期債元金で2,784万6,000円、2目利子の長期債利子で1,425万2,000円それぞれ減額するものでございます。

49ページをごらんください。13款予備費、1項予備費、1目予備費でございますが、今回の補正におきまして1,000万円を増額するものでございます。

以上で、24年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 部長、24ページの13節の委託料、読み違えているから訂正。

総務部長（阿久津英治君） 額を読み違えましたので、訂正したいと思います。

24ページをお開きいただきまして、13節委託料で、設計業務委託料1,316万円でございます。失礼いたしました。

議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） 議案第70号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ73万4,300円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億5,334万3,000円とするものであります。

今回の補正はすべて人事異動による人件費の増によるものであり、歳入は、一般会計よりの事務費繰入金、歳出は、給料等のそれぞれの増であります。

以上で、議案第70号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 部長、訂正、73万4,300円。

保健衛生部長（菅井 信君） 大変失礼いたしました。金額の訂正をいたします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ734万3,000円を追加し、に修正をお願いいたします。

次に、議案第71号 平成24年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、それぞれに420万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億4,220万8,000円とするものであります。

内容については、事項別明細書により主なものについてご説明しますので、7ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。1款1項1目後期高齢者医療保険料414万9,000円の増は、現年度保険料の特別徴収分の増額によるものと、普通徴収保険料の滞納繰越分の減額によるものであります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金5万9,000円の増は、一般会計より

の事業費と健診事業の繰入金であります。

次に、歳出について、8ページになります。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金420万8,000円は、広域連合に納付する保険料及び精算納付金です。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

福祉部長（小松崎栄一君） 議案第72号 平成24年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,093万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億8,993万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

7ページをお開き願います。

歳入の主なものですが、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金158万1,000円の増額につきましては、23年度の給付確定に伴い追加交付をされるものでございます。

次に、8ページの7款繰入金、2項基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金3,347万3,000円の減につきましては、23年度の精算に伴うものであり、8款繰越金、1項繰越金6,308万2,000円の増は、23年度決算による前年度繰越金であります。

続いて、歳出でございますが、10ページをお開き願います。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金の償還金1,393万5,000円の増、及び4項繰出金の一般会計繰出金1,720万6,000円の増は23年度の精算によるものでございます。

次に、議案第73号 平成24年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ148万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,448万円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

7ページをお開き願います。

歳入の主なものですが、2款繰入金、1項他会計繰入金42万7,000円の増につきましては、人件費の増額に伴い追加されるものでございます。

3款繰越金、1項繰越金105万3,000円の増につきましては、23年度決算による前年度繰越金であります。

続いて、歳出でございますが、8ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費42万7,000円の増につきましては、人件費分の追加であります。

3款諸支出金、1項繰出金105万3,000円の増は、23年度精算分を一般会計に繰り出すものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

上下水道部長（藤田幸孝君） 議案第74号及び議案第75号をご説明申し上げます。

初めに、議案第74号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,152万1,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ24億5,502万1,000円とするものであります。第2条は地方債の補正でございます。

5ページをお開き願います。

第2表の地方債の補正でございますが、公共下水道事業債の限度額を2億8,770万円から2億6,070万円に変更するものでございます。補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項1目受益者分担金1,738万9,000円の増額は、受益者分担金現年度分の一括納付された分でございます。2項1目受益者負担金1,281万9,000円の増額は、受益者負担金現年分の一括納付された分でございます。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金は866万2,000円の減額、2項1目下水道事業基金繰入金866万1,000円の減額は、分担金及び負担金の現年度分の増額によるものでございます。

7款繰越金、1項1目繰越金2,563万6,000円の増額は、前年度からの繰越金でございます。

9ページをお開き願います。

9款市債、1項1目下水道事業債2,700万円を減額するものでございます。

ページを返していただきまして歳出でございますが、1款下水道費、1項1目下水道総務費と2目下水道管理費及び2項1目下水道建設事業費ともに人事異動により人件費を組みかえるものでございます。

2目下水道管理費の11節需用費325万7,000円、及び13節委託料402万5,000円の増額は、電気料の値上げに伴うものでございます。

11ページ中段の1款下水道費、2項1目下水道建設事業費、8節報償費260万円の増額は、分担金及び負担金の納期前納付の報償金でございます。

以上で、議案第72号の説明を終わります。

次に、議案第75号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ25

万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億741万4,000円とするものでございます。補正予算の主なものにつきましては、事項別明細書でご説明を申し上げます。

7ページをお開き願います。

歳入でございますが、5款繰入金、1項1目一般会計繰入金338万7,000円の減額を見込んでおります。

6款繰越金、1項1目繰越金364万1,000円の増額は、前年度繰越金でございます。

8ページをお開き願います。

歳出でございますが、人事異動による人件費の組みかえと、1款農業集落排水事業費、2項1目農業集落排水事業建設費、15節工事請負費で、処理施設工事の入札差金5,700万円を管路施設工事に組み替えるものでございます。

以上で、議案第75号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） 議案第76号 平成24年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

まず、第2条の収益的収入及び支出については、収入支出の総額をそれぞれ5万円減額し、総額を収入支出それぞれ5億8,295万円とするものであり、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費を567万1,000円減額し、総額を3億2,672万7,000円にするものです。

2ページをお開きください。

第4条の他会計からの補助金については、国の制度の変更に伴い、子ども手当に要する補助金1,200万円を17万円に減額し、児童手当に要する補助金を98万円とするものであります。

補正の内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

まず、収入についてであります。ただいま説明したとおり、子ども手当から児童手当への変更と、総額で5万円減額となるものであり、支出については、人事異動等による医療費用の給与費の減と嘱託職員等賃金の増、院内改修工事等で560万円の増、さらに災害復旧事業債の支払い利息で2万1,000円の増であります。

先ほど、他会計からの補助金のところで、多分1,200万円と読んでしまいましたけれども、120万円に訂正をお願いいたします。

以上で、議案第76号の説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

上下水道部長（藤田幸孝君） 議案第77号及び議案第78号をご説明申し上げます。

初めに、議案第77号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。補正予算の1ページをごらん願います。

第2条の収益的収支及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用を457万5,000円減額し、16億4,403万9,000円に、4項予備費を457万5,000円増額し、1,445万5,000円に補正するものでございます。3条の資本的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費を1,370万3,000円増額し、2億3,963万1,000円に補正するものでございます。また、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額4億5,335万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,102万円、過年度分損益勘定留保資金4億4,233万円で補てんするものと改めます。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費を833万3,000円減額し、1億4,267万6,000円に改めるものでございます。

主な内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、4目業務費96万9,000円の増額については、滞納整理事務にかかわる臨時職員の賃金及び社会保険料分と、料金改正に伴うシステム改修委託料でございます。

5目総係費558万4,000円の減額については、人件費の減及び笠間北部地区水道施設整備計画策定業務委託料等でございます。

4項1目予備費457万5,000円の増額は、収支のバランスを図るものでございます。

11ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、2目施設改良費、1,449万1,000円の増額については、1節工事請負費で、稲田地区配水管布設替及び東平地内配水管布設等の工事費でございます。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

次に、議案第78号 平成24年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございます。1款工業水道事業費用、1項営業費用を24万6,000円増額し、2,604万円に、4項予備費24万6,000円を減額し、115万5,000円に補正するものでございます。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給

与費を24万6,000円増額し、778万5,000円に改めるものでございます。

主な内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

収益的収入及び支出でございます。1款工業用水道事業費用、1項営業費用、2目総係費、24万6,000円増額でございますが、人事異動に伴う人件費の増によるものでございます。

4項1目予備費24万6,000円の減額は、収支のバランスを図るものでございます。

以上で、議案第78号の説明は終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第79号 工事請負契約の締結について

（笠間市民体育館耐震補強及び災害復旧工事）

議長（柴沼 広君） 続いて、日程第17、議案第79号 工事請負契約の締結について（笠間市民体育館耐震補強及び災害復旧工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第79号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市民体育館耐震補強及び災害復旧工事の請負契約について、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 議案第79号 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、笠間市民体育館耐震補強及び災害復旧工事でございます。工事概要としましては、耐震診断結果に基づき、市民体育館の耐震補強工事及び東日本大震災で破損した箇所の災害復旧工事、並びに屋根、舞台等老朽箇所の改修工事を行うものでございます。

次に、契約についてでございますが、8月23日に一般競争入札を行い、最低入札者である鈴縫工業株式会社と8月27日に仮契約を締結したところでございます。契約金額は、3億7,800万円、うち消費税が1,800万円でございます。契約の相手方は、水戸市三の丸2丁

目11番17号、鈴縫工業株式会社水戸営業所所長鈴木達二でございます。

なお、工期につきましては、議決の翌日から175日間でございます。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

議案第80号 笠間市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（柴沼 広君） 日程第18、議案第80号 笠間市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第80号 笠間市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市農業委員の任期満了に伴い、選挙による委員の定数について、農業委員会に関する法律第7条第1項及び第10条の2第3項の規定に基づき改正を行うものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

総務部長（阿久津英治君） 議案第80号 笠間市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

笠間市農業委員の任期満了に伴い、選挙による委員の定数につきまして、農業委員会において検討委員会を組織し、協議を重ねた結果、定数を削減し、組織の効率化を図る必要があるという結論に至りました。

本案は、農業委員会の依頼を受け、農業委員会等に関する法律第7条第1項及び第10条の2第3項の規定に基づき提案するものでございます。

新旧対照表によりご説明いたしますので、ごらんください。

内容は、第2条委員会の選挙による委員の定数を、30人から25人に、別表中、第1選挙区の定数を12人から10人に、第2選挙区の定数を10人から8人に、第3選挙区の定数を8人から7人に改めるものであります。

なお、別表の各選挙区の委員の定数は、選挙人の人数による案分となっております。

この改正条例は、次の農業委員会の一般選挙から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第80号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 討論を終わります。

これより議案第80号 笠間市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

笠間市農業委員会委員の推薦人数について

議長（柴沼 広君） 日程第19、笠間市農業委員会委員の推薦人数について、議題といたします。

お諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の農業委員会委員について、次期任期満了に伴う委員推薦を1人とすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、次期任期満了に伴う農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の農業委員は1人とすることに決定いたしました。

散会の宣告

議長（柴沼 広君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月6日に開きますのでご参集ください。
ご苦労さまでした。

午後1時56分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 柴 沼 広

署名議員 町 田 征 久

署名議員 大 関 久 義